

岩手県告示第 862 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり町の区域を変更する旨釜石市長から届出があった。

平成 18 年 8 月 25 日

岩手県知事 増 田 寛 也

釜石市新浜町二丁目に編入する区域

釜石市新浜町一丁目 317、二丁目 302 の 1 から 302 の 3 まで、303 の 1、303 の 3、318、319 に隣接する公有水面埋立地 38,101.78 平方メートル

備考 関係図面は、釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。